

地域産業委員会	
令和3年7月15日	
産業経済部	資料10番
所管	産業振興課

## スタートアップ×大田区企業 ユナイト助成事業の実施について

### 1 目的

新しいビジネスモデルを構築し、市場を開拓していくスタートアップ企業が、試作・開発の依頼・発注を大田区内に立地する企業に対して行う場合に助成する事業を新設する。

当助成事業を通じて、スタートアップ企業が有する付加価値の高い案件を大田区内に呼び込むとともに、大田区内企業の受注増加・販路拡大及び技術力の向上を図る。また、スタートアップ企業が直面する試作上の困難性を大田区内で解決し、「産業のまち大田」としての優位性を発信することにより、大田区へのスタートアップ企業等の立地を促進することを目的とする。

### 2 実施主体

公益財団法人大田区産業振興協会

### 3 事業内容

#### (1) 対象者

登記から6カ月以上5年以内のスタートアップ企業（立地については区内又は区外を問わない）

#### (2) 対象事業

新製品や高性能製品を製造する際の部品・パーツ、ユニット・装置の試作・製造又は設計・製作委託等であり、大田区の中小企業に直接依頼・発注するもの

#### (3) 助成限度額及び助成率

- ア 区内スタートアップ企業：50万円及び2分の1
- イ 区外スタートアップ企業：50万円及び3分の1

### 4 主な事業スケジュール

- 事業内容の周知開始（HP掲載など）：令和3年7月16日（金）から
- 受付期間：令和3年8月2日（月）から
- 書類審査・交付決定発表：受付後随時